

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項及び第2項の規定により、次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和8年3月27日

京都府知事 西脇隆俊

- 1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号に該当する非自動はかりであって、ひょう量が30キログラム以下の電気式はかり

検査区域	検査場所	検査期日
福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、長岡京市、京丹後市、木津川市、大山崎町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	特定計量器の所在場所	令和8年5月 7日から 令和8年8月 7日まで

備考 日曜日、土曜日及び祝日を除く。

- 2 1に定める電気式はかり以外の非自動はかりであって、ひょう量が5トン未満のもの並びに分銅及びおもり

検査区域	検査場所	検査日時	
綾部市	綾部市役所	令和 8.6.3	午前10時30分 ～ 午後3時
		8.6.4	
	綾部市物部営農指導センター	8.6.8	午前10時30分 ～ 午後2時30分
	綾部市観光センター (中上林公民館)	8.6.9	午前10時30分 ～ 午後2時30分
向日市	向日市民体育館	8.7.13	午前10時 ～ 午後3時30分
長岡京市	長岡京市産業文化会館	8.7.8	午前10時 ～ 午後3時
		8.7.9	

京丹後市	弥栄機業センター	8.6.10	午前11時 ～ 午後2時
	旧丹波小学校体育館	8.6.11	午前11時 ～ 午後2時30分
		8.6.12	
	網野保健センター	8.6.15	午前11時 ～ 午後3時
		8.6.16	
	京丹後市役所久美浜庁舎	8.6.17	午前11時 ～ 午後3時
		8.6.18	
	京丹後市役所丹後庁舎	8.6.22	午前11時 ～ 午後2時30分
8.6.23			
大宮織物ホール	8.6.24	午前11時 ～ 午後3時	
大山崎町	大山崎町体育館	8.7.10	午前11時 ～ 午後2時

- 3 検査を行う指定定期検査機関の名称
一般社団法人京都府計量協会